

## プロジェクト2100推進法案

- 第一章 総則（第一条—第十四条）
- 第二章 プロジェクト2100戦略（第十五条—第十六条）
- 第三章 基本的施策（第十七条—第三十六条）
- 第四章 国家将来戦略会議（第三十七条—第四十六条）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、我が国が、二十世紀まで生きる国民が出生している現状において、枯渇性資源への依存からの脱却、人口の長期的な減少への対応、地球温暖化にともなう異常な気象への対応その他の当該国民の生涯にわたる時間的な視野で対応しなければならない課題（以下「次世紀的課題」という。）に直面していることに鑑み、次世紀的課題に適正に対応するための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、次世紀的課題に適正に対応するための施策（以下「プロジェクト2100」という。）の基本的事項等について定めることにより、プロジェクト2100を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「再生可能資源」とは、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年十一月二十二日法律第八十一号）第三条第一項各号に掲げられる再生可能エネルギー及び当該エネルギーによって永続的に供給されることができると認められる資源をいう。

2 この法律において「枯渇性資源」とは、再生可能資源以外の資源をいう。

#### （二十世紀まで生きる国民の平和で心豊かな生活の確保）

第三条 プロジェクト2100は、二十世紀まで生きる国民が生涯にわたって平和で心豊かに生活できるよう、適切に行われなければならない。

#### （枯渇性資源から再生可能資源への転換）

第四条 プロジェクト2100は、枯渇性資源の利用可能性が低下していくことにかんがみ、枯渇性資源から再生可能資源への転換を進めるように適切に行われなければならない。

2 プロジェクト2100は、再生可能資源の供給が自然的条件によって変動するものであることにかんがみ、再生可能資源によって資源の需要を安定的に満たすように適切に行われなければならない。（人口減少下における国土の均衡ある発展）

第五条 プロジェクト2100は、我が国の人口が長期的に減少していくことにかんがみ、人口が減少した状態にあっても国土の均衡ある発展を図るように適切に行われなければならない。

2 プロジェクト2100は、人口が減少した社会においては土地の利用を再編することが不可欠であることにかんがみ、立地の条件に応じた土地の利用が進められるように適切に行われなければならない。

3 プロジェクト2100は、現存する建造物の耐用年数が経過した後に、人口の規模に応じて都市機能の集約が図られた市街地を実現するように適切に行われなければならない。

4 プロジェクト2100は、再生可能資源の活用により、再生可能資源が生み出される区域における人口が将来にわたって安定的に確保されるように適切に行われなければならない。

5 プロジェクト2100は、都市機能の集約が図られた市街地や再生可能資源が生み出される区域の間を環境への負荷の少ない交通手段で結ぶように適切に行われなければならない。（地球温暖化対策の推進と地球温暖化への適応）

第六条 プロジェクト2100は、2100年に我が国が温室効果ガスを総体として排出しない状態にするように適切に行われなければならない。

2 プロジェクト2100は、2100年までに予想される地球全体としての温度の上昇とそれにとともなう気候の変動に適応できるように適切に行われなければならない。

#### （再生可能資源を活用する産業を基盤とした経済発展）

第七条 プロジェクト2100は、我が国の経済が、再生可能資源を活用する産業を基盤として発展するように適切に行われなければならない。

2 プロジェクト2100は、森林資源及び漁業資源をはじめとする次世代的課題の時間的視野で育成しなければならない再生可能資源を計画的に育成するよう適切に行われなければならない。

#### （将来世代の意見と科学的知見の反映）

第八条 プロジェクト2100は、将来の我が国を支える国民の意見を反映させるように適切に行われなければならない。

2 プロジェクト2100は、将来の自然条件などに関する科学的知見の充実の下に、それを適切に反映させるように行われなければならない。

#### （再生可能資源を活用する技術を通じた人類の福祉への貢献）

第九条 プロジェクト2100は、再生可能エネルギーをはじめとする再生可能資源の活用がその地域の自立した生活の確保につながることにかんがみ、再生可能資源を活用する技術の世界に広めることを通じて、枯渇性資源を巡る紛争を防止し、世界の平和の実現に貢献できるように適切に行われなければならない。（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、前七条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、プロジェクト2100に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国の責務）

第十一条 国は、基本理念にのっとり、地方公共団体の施策を支援し、補完する立場で、プロジェクト2100を広域的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第十二条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際しては、再生可能資源を適正な活用に努めるとともに、地方公共団体又は国が実施するプロジェクト2100に協力する責務を有する。

#### （国民の責務）

第十三条 国民は、地方公共団体又は国が実施するプロジェクト2100に協力するよう努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

第十四条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 プロジェクト2100戦略

### （プロジェクト2100国家戦略）

第十五条 政府は、プロジェクト2100の総合的かつ計画的な推進を図るため、プロジェクト2100に関する広域的な計画（以下「プロジェクト2100国家戦略」という。）を定めなければならない。

2 プロジェクト2100国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 プロジェクト2100についての基本的な方針

二 プロジェクト2100に関し、地方公共団体が計画的に講ずべき施策

三 プロジェクト2100に関し、政府が地方公共団体を支援し、補完するために講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、プロジェクト2100を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、プロジェクト2100国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定によりプロジェクト2100国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により、国民の意見及び地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、プロジェクト2100国家戦略を公表しなければならない。

6 政府は、プロジェクト2100の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、プロジェクト2100国家戦略の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

7 第三項乃至第五項の規定は、プロジェクト2100国家戦略の変更について準用する。

8 政府は、プロジェクト2100国家戦略について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （プロジェクト2100地方戦略）

第十六条 都道府県又は市町村は、プロジェクト2100国家戦略を勘案して、プロジェクト2100の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域におけるプロジェクト2100の推進に関する基本的な計画（以下「プロジェクト2100地方戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 プロジェクト2100地方戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県又は市町村の区域におけるプロジェクト2100についての基本的な方針

二 当該都道府県又は市町村の区域において、再生可能資源を将来にわたって安定的に利用できるようにするための方針

三 当該都道府県又は市町村の区域において、再生可能資源を長期的に育成するための方針

四 当該都道府県又は市町村の区域において、現存する建造物の耐用年数が経過した後に、人口の規模に応じて適切に都市機能の集約が図られた市街地が実現するようにするための方針

五 前四号に掲げるもののほか、当該都道府県又は市町村の区域におけるプロジェクト2100を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県又は市町村は、プロジェクト2100地方戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第三章 基本的施策

### 第一節 地方公共団体の施策

#### （地域の再生可能資源の利用の促進）

第十七条 地方公共団体は、再生可能資源の供給量を向上させるため、当該地方公共団体の区域における再生可能資源の供給可能性を把握するとともに、当該再生可能資源を将来にわたって安定的に利用できるようにするための個別の計画の策定、再生可能資源を利用する

ための社会資本の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。  
2 前項の資源の利用に当たっては、地域住民の主体的な参画が図られなければならない。

(再生可能資源を計画的に育成するための施策)

第十八条 地方公共団体は、森林資源その他の当該地方公共団体の区域における再生可能資源が計画的に育成されるように、再生可能資源にかかる長期的な資源育成計画の策定、農地、林地、漁場その他の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(資源供給に応じた需要の管理の推進)

第十九条 地方公共団体は、再生可能資源によって安定的に地域の資源の需要を充足させるため、地域における資源の効率的な利用の促進、再生可能資源の供給に応じた需要の管理の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自律分散的な資源供給の促進)

第二十条 地方公共団体は、地域において得られる再生可能資源によって地域の資源の需要の多くを充足する形で行う資源供給(以下「自律分散的な資源供給」という。)を促進するため、当該建造物に附帯する再生可能エネルギーの供給設備によって当該建造物におけるエネルギーの需要を充足することができる建造物の拡大、再生可能資源による資源の供給を計画的に行う土地の区域の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

(コンパクトシティの実現)

第二十一条 地方公共団体は、現存する建造物の耐用年数が経過した後、人口の規模に応じて適切に都市機能の集約が図られた市街地(以下「コンパクトシティ」という。)を実現させるため、市街地にかかる長期的な土地利用計画の策定、コンパクトシティでの居住を適切に誘導するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(再生可能資源が生み出される区域での人口の確保)

第二十二条 地方公共団体は、農地、林地その他の再生可能資源が生み出される区域を適正に維持するための人口が将来にわたって安定的に確保されるように、当該区域における再生可能資源を活用する仕事への就業の機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(再生可能エネルギーによって動く交通手段の導入)

第二十三条 地方公共団体は、コンパクトシティ、再生可能資源が生み出される区域をはじめとする居住区域が、将来的に再生可能エネルギーによって動く交通手段によって結ばれるように、公共交通機関の確保、再生可能エネルギーによって動く交通手段の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(再生可能資源を活用する事業に対する金融上又は財政上の措置)

第二十四条 地方公共団体は、地域住民による再生可能資源を活用する事業が円滑に促進されるように、当該事業に対する適正な信用の供与、保険の引受け、利子の補給その他の金融上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(再生可能資源を活用する事業に対する税制上の措置)

第二十五条 地方公共団体は、地域住民による再生可能資源を活用する事業が円滑に促進されるように、当該事業に関する税負担を軽減するための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二節 国の施策

(地方公共団体の施策を支援するための措置)

第二十六条 国は、プロジェクト2100の推進に関する前節に定める地方公共団体の施策を支援するために必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(自律分散的な資源供給を補完するための広域的な資源供給のネットワークの構築)

第二十七条 国は、自律分散的な資源供給を促進するため、地域における自律分散的な資源供給を補完するための広域的な資源供給のネットワークが構築されるように必要な施策を講ずるものとする。

(枯渇性資源に依存する資源の供給からの転換の促進)

第二十八条 国は、化石燃料、ウランその他の枯渇性資源に依存する資源の供給から再生可能資源を基盤とする資源の供給に可能な限り円滑に転換が図られるように必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、原子力発電から計画的に撤退するために必要な施策を講ずるものとする。

(次世代的課題に関する教育の推進等)

第二十九条 国は、国民が次世代的課題の解決の重要性についての理解と関心を深めるよう、次世代的課題に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第三十条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、次世代的課題の解決に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(プロジェクト2100の策定に必要な調査の実施)

第三十一条 国は、プロジェクト2100を適正に策定し、及び実施するため次世代的課題に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(次世代的課題の解決に資する科学技術の振興)

第三十二条 国は、再生可能資源を安定的かつ永続的に活用するための方法の開発に関する科学技術その他の次世代的課題の解決に資する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、前項の科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な

措置を講ずるものとする。

(自律分散的な資源供給の拡大による平和の実現)

第三十三条 国は、自律分散的な資源供給の拡大を通じて、我が国の安全保障の確保に努めるとともに、枯渇性資源を巡る国際的な紛争の防止に寄与するものとする。

(再生可能資源の利用技術の輸出振興)

第三十四条 国は、自律分散的な資源供給の拡大による人類の福祉の増大に資するため、再生可能資源を安定的かつ永続的に利用するための技術の輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行なうように努めるものとする。

## 第三節 国及び地方公共団体の施策

(地球温暖化対策の推進と地球温暖化への適応)

第三十五条 国及び地方公共団体は、2100年に我が国が温室効果ガスを総体として排出しない状態にするように、地球温暖化を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、2100年までに予想される地球全体としての温度の上昇とそれにとりあう気候の変動に適応できるように必要な施策を講ずるものとする。

(将来の世代の国民の参加の確保)

第三十六条 国及び地方公共団体は、プロジェクト2100国家戦略又はプロジェクト2100地方戦略の案を作成するに当たっては、将来の社会を支える国民の意見を反映させるように努めなければならない。

2 十歳に達した国民は、国及び地方公共団体に対し、プロジェクト2100に関する意見を述べることができる。

3 国及び地方公共団体は、十歳に達した国民が前項の意見を自主的に形成できるよう、適切に教育上の措置を講ずるものとする。

## 第四章 国家将来戦略会議

(設置)

第三十七条 プロジェクト2100を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、国会将来戦略会議(以下「戦略会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第三十八条 戦略会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 プロジェクト2100国家戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関がプロジェクト2100国家戦略に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、プロジェクト2100で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第三十九条 戦略会議は、国家将来戦略会議議長、国家将来戦略会議副議長及び国家将来戦略会議委員をもって組織する。

(国家将来戦略会議議長)

第四十条 戦略会議の議長は、国家将来戦略会議議長(以下「議長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、戦略会議の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国家将来戦略会議副議長)

第四十一条 戦略会議に、国家将来戦略会議副議長(以下「副議長」という。)を置き、内閣官房長官及びプロジェクト2100担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、プロジェクト2100の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てる。

2 副議長は、議長の職務を助ける。

(国会将来戦略会議委員)

第四十二条 戦略会議に、国会将来戦略会議委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、議長及び副議長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第四十三条 戦略会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 戦略会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第四十四条 戦略会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十五条 戦略会議に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、戦略会議に関し必要な事項は、政令で定める。